

## 産業医業務委託契約書（ひな形）

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と株式会社川島エステート（以下「乙」という。）は、乙所属の医師 川島太一（以下「産業医」という。）による産業医業務について、次のとおり契約を締結する。

### 第1条（目的）

甲は労働安全衛生法第13条に基づく産業医の選任および産業保健活動の実施を目的として乙に産業医業務を委託し、乙はこれを受託する。

### 第2条（業務内容）

乙は甲に対し、次の業務を提供する。

- (1) 衛生委員会への出席
- (2) 職場巡視および助言
- (3) 健康診断結果の確認および事後措置に関する助言
- (4) 長時間労働者に対する面談指導
- (5) メンタルヘルス不調者等への面談指導
- (6) 復職支援に関する助言
- (7) 健康相談
- (8) その他、法令に定める産業医業務

### 第3条（業務実施）

1. 業務は原則として甲乙協議の上定めた日時に実施する。
2. 面談、衛生委員会等についてはオンラインで実施することができる。
3. 産業医は独立した専門家として医学的見地から意見を述べるものとし、甲はその独立性を尊重する。

### 第4条（契約期間）

1. 本契約期間は契約締結日から1年間とする。
2. 契約期間満了日の1か月前までに甲乙いずれからも書面または電子メールによる解約の申し出がない場合、本契約は同一条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

### 第5条（報酬）

1. 甲は乙に対し、産業医業務の対価として、訪問またはオンライン対応1回（約1時間）につき40,000円（税込）を支払う。
2. 1時間を超える場合は15分ごとに10,000円（税込）の延長料金を支払う。
3. 臨時面談、復職面談、衛生委員会への追加出席等についても前二項を適用する。

### 第6条（交通費）

訪問に伴う交通費、高速道路料金、有料駐車場料金等については別途実費を請求できるものとする。

### 第7条（請求および支払）

1. 乙は業務実施月に請求書を発行する。
2. 甲は請求書受領月の翌月末日までに乙指定口座へ振り込むものとする。
3. 振込手数料は甲の負担とする。

#### 第8条（秘密保持）

甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方および従業員の個人情報その他の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。

本条の義務は契約終了後も存続する。

#### 第9条（損害賠償）

乙または産業医の故意または重大な過失により甲に損害が生じた場合を除き、乙は責任を負わないものとする。

#### 第10条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、自らおよびその役員等が反社会的勢力に該当しないことを表明し保証する。

#### 第11条（契約解除）

甲または乙は、相手方が本契約に重大な違反をし、相当期間を定めて催告したにもかかわらず改善されない場合、本契約を解除することができる。

#### 第12条（協議事項）

本契約に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し解決する。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

#### 【甲】

所在地

会社名

代表者

#### 【乙】

〒284-0043

千葉県四街道市めいわ4丁目19番14号

株式会社川島エステート

代表取締役 川島 太一